

令和4年度版

VOL.6

ひょうごの空き家を活用した

# 移住・起業の

しおり

## CASE STUDY

### CASE 1

空き家×移住 空き家を自分好みにリフォーム  
「木目を生かしたダイニング&キッチン」

### CASE 2

空き家×起業 藁葺き屋根古民家を再生  
「体験型農家民泊&日帰りお食事処」

## TOPICS

県・市町の空き家活用支援制度



表紙写真：門前庵（兵庫県多可郡多可町中区門前）

## 移住・起業のしおりって？

兵庫県内には魅力的な住まいや事業所として活用できる可能性を秘めた空き家が数多くあります。

このしおりでは  
兵庫県内の空き家・空き店舗を多くの方に活用していただけるよう、  
空き家の利活用の際に使える充実した支援制度をご紹介します。

空き家を活用した移住や起業をお考えの方、  
空き家を持っているけれどその活用方法が決まっていな方は  
是非、この冊子を参考にしてみてください。



古民家再生促進支援事業（P9-10）を利用

### ｜伊丹市｜ 筧邸

築170年を超える酒造をシェアオフィスとして改築。地域の方が利用できるコワーキングスペースだけでなく、特産品の販売を行うマルシェや講座等の地域交流の場としても活用している。

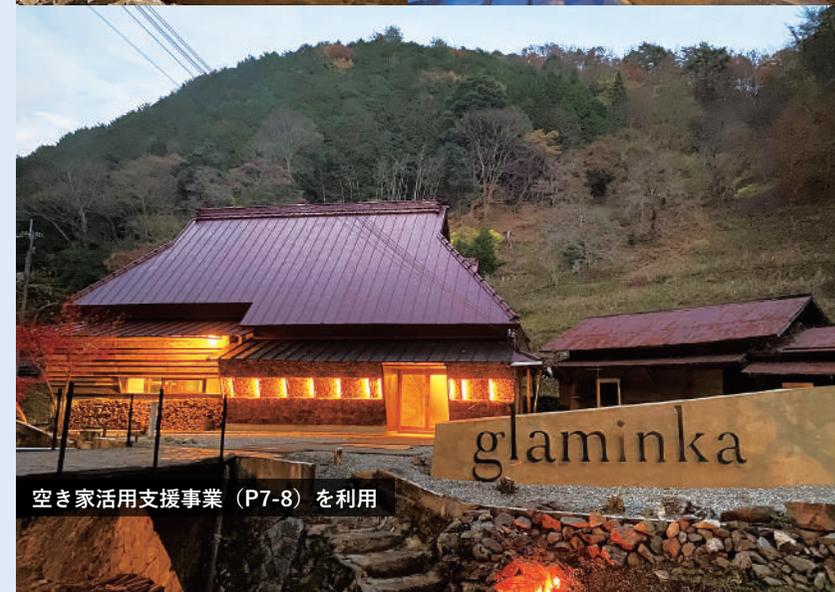


古民家再生促進支援事業（P9-10）を利用

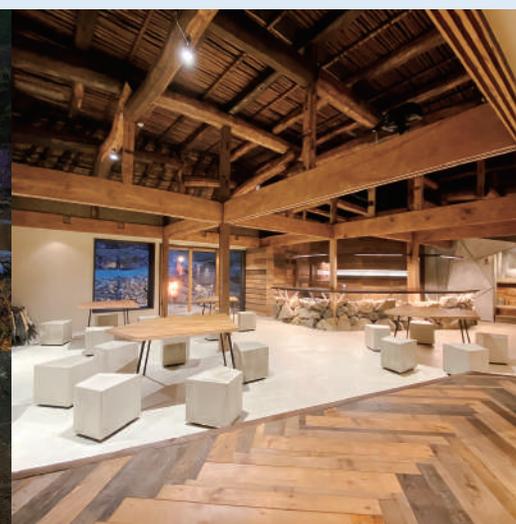


### ｜丹波市｜ 佐治暮らし体験住宅「竹岡邸」

約30年間空き家状態だった古民家を、移住希望者向けにお試し暮らし体験ができる宿泊施設に再生。丹波市青垣町にある宿場町「佐治」のまちと都会の交流促進を図っている。



空き家活用支援事業（P7-8）を利用



### ｜佐用町｜ glaminka SAYO

廃村となった佐用町若州集落の古民家6棟を宿泊及びグランピング施設として再生。4棟はそれぞれ貸し切り型の宿泊施設、2棟は客同士や客と地元住民がセミナー等を通じて交流できる施設となっている。

# CASE 1

## 空き家 × 移住

空き家のリフォームは、コストをおさえながら  
間取りも設備も内装も、自分仕様にデザインできます。  
空き家の補助金を活用して自分好みのマイホームをつくりませんか？



空き家を自分好みにリフォーム  
「木目を生かしたダイニング&キッチン」



After Before After Before  
| 養父市 | 戸建て住宅  
県の空き家活用支援事業を利用し、別々だったダイニングと独立型キッチンを、木目を基調としたオープンキッチンにリフォーム。

## 01 お試し住宅で地域を知ろう

一定期間のお試し居住ができる市町の「お試し住宅」。  
生活体験、物件探しの拠点など、さまざまな目的に利用できます。



▲相生市「あいおい暮らしお試し住宅」  
(戸建てタイプ・4LDK)

市町名	名称	担当窓口	連絡先
神戸市	お試し住居	(一財)神戸農政公社	078-991-1557
多可町	お試し住宅	定住推進課	0795-32-4776
相生市	あいおい暮らしお試し住宅	定住促進室	0791-23-7125
赤穂市	お試し暮らし住宅	(一社) あこう魅力発信基地	0791-43-6931
上郡町	移住体験住宅	地域振興課	0791-52-1162
豊岡市	お試し住宅 ほか	環境経済課	0796-21-9096
養父市	ちょこっと暮らし住宅ほか	やぶぐらし・地方創生課	079-662-3172
朝来市	あさご暮らし体験住宅	市民協働課あさご暮らし応援室	079-672-1492
新温泉町	新温泉町いなか暮らし体験住宅	商工観光課	0796-82-5625
丹波篠山市	丹波篠山暮らし体験住宅「福住わだ家」ほか	創造都市課	079-552-5106
淡路市	淡路市暮らし体験住宅	まちづくり政策課	0799-64-2506

▲県内でお試し住宅の提供をしている市町の一覧

※県でも県営住宅の空き室を使ったお試し住宅を県内各地に設置しています。(兵庫県公営住宅管理課 TEL: 078-230-8470)

## 02 空き家バンクで物件を探そう

「空き家バンク」とは、市町が空き家情報を提供するウェブサイトのこと。  
「空き家バンク」をご覧ください。掘り出し物件が見つかるかも…？  
「市町名+空き家バンク」で検索してみてください。(県内 37 市町で実施)

## 03 支援制度を活用しよう

### 住宅を耐震化するとき (ひょうご住まいの耐震化促進事業)

昭和 56 年 5 月以前着工の旧耐震基準の住宅の耐震改修等に最大 **100 万円** (費用の **4/5**) 補助します。(独自に上乘せしている市町もあり)

兵庫県 建築指導課 (☎ 078-362-4340)

### 空き家をリフォームして住むとき (空き家活用支援事業 P7~8)

築 20 年以上等の要件を満たす住宅の場合、改修費を最大 **100 万円** (若年・子育て、UJI ターン世帯は最大 **150 万円**) 補助します。

兵庫県 住宅政策課 (☎ 078-362-3583)

### その他支援制度はこちら

市町の空き家活用支援制度 ▶▶▶ P11 ~ 14

# 空き家 × 起業

新築ではなく空き家活用だからこそ  
味のある事業所になる。

空き家を活用して、新しいことはじめてみませんか？



藁葺き屋根古民家を再生

「体験型農家民泊&日帰りお食事処」

多可町 | 藁葺き屋根古民家 体験型農家民泊  
日帰り焼き火お食事処「門前庵」

転勤族だったオーナー夫妻が空き家バンクに登録されていた物件を購入し、民泊&飲食業をスタート。家財道具の片付け・掃除から地域内外の人と協力し、築100年を超える古民家を改修。古材等を生かしながら昔の生活様式を復元し、非日常を体験できる民泊施設へ。



カマドの復旧▶



## 事業をする場合の支援制度

### 起業するとき

(起業家支援事業(一般事業枠(一般枠)・社会的事業枠(一般枠)・就職氷河期世代枠・ポストコロナ枠)

所定の要件を満たす代表者が起業する場合に起業に係る経費等を最大 **100万円** 補助します。空き家を活用する場合は、改修費に対して補助を最大 **100万円** 上乗せします。

兵庫県 新産業課 (☎ 078-362-4156)

### ふるさとに移住し起業するとき

(起業家支援事業(一般事業枠(ふるさと枠)・社会的事業枠(東京23区枠))

UJIターンにより県内へ移住し起業する場合、移住支援金最大 **100万円** を支給するとともに、起業・移転に係る経費等を最大 **200万円** 補助します。空き家を活用する場合は、改修費に対して補助を最大 **100万円** 上乗せします。

兵庫県 新産業課 (☎ 078-362-4156)

### IT事業所を開設するとき

(IT戦略推進事業)

空き家をIT関連事業所として活用するための改修費、賃借料、通信回線使用料等を最大 **3,700万円** (3年間総額) 補助します。

兵庫県 新産業課 (☎ 078-362-3054)

### 商店街の空き店舗を活用するとき

(商店街若者・女性新規出店チャレンジ応援事業)

商店街活動へ積極的に参加する若者や女性が、空き店舗へ新規出店するための賃借料、内装工事費、ファサード整備費を最大 **75万円** (市町が補助する額が上限) 補助します。(窓口は(公財)ひょうご産業活性化センター)

兵庫県 地域経済課 (☎ 078-362-3326)

### コワーキングスペースを開設するとき

(コワーキングスペース開設支援事業)

空き家をコワーキングスペースとして活用するための改修費、賃借料、通信回線使用料等を最大 **1,000万円** (3年間総額) 補助します。

兵庫県 新産業課 (☎ 078-362-4156)

### 子育てスペースを整備するとき

(子育てほっとステーション事業)

空き店舗等を子育てスペースとして活用するための施設整備費等を最大 **100万円** 補助します。

兵庫県 男女青少年課 (☎ 078-362-4185)

### 空き家を活用するとき

(空き家活用支援事業 P7~8)

築20年以上等の要件を満たす空き家を事業所として改修する場合、最大 **150万円** (地域交流拠点は最大 **500万円**) を補助します。

兵庫県 住宅政策課 (☎ 078-362-3583)

### 古民家を活用するとき

(古民家再生促進支援事業 P9~10)

古民家(築50年以上で伝統的構法等の要件あり)を地域交流拠点等に改修する際、最大 **1,000万円** を補助します。他にも、所有者負担なしで古民家の建物調査や再生提案を受けられるメニューがあります。

兵庫県 住宅政策課 (☎ 078-362-3583)

# 県の空き家活用支援制度

## 空き家活用支援事業

空き家（共同住宅の空き室もOK）を住宅、事業所、地域交流拠点として活用しようとする場合に、改修費の一部を支援します。

### 対象となる空き家

- 一戸建て住宅の空き家又は共同住宅の空き住戸のうち、次のすべてに該当するもの
  - ・ 築20年以上
  - ・ 台所・便所・風呂等の水回り設備が10年以上未更新
  - ・ 空き家期間が6箇月以上
  - ・ 耐震性能を有するもの（改修事に合わせて耐震改修する場合も可）
  - ・ 土砂災害特別警戒区域等に位置しないもの

### 対象地域

兵庫県内の市街化区域以外の区域。政令市（神戸市）又は中核市（姫路市、尼崎市、西宮市、明石市）は対象外。（ただし、姫路市の旧香寺町、安富町、夢前町、家島町の区域は対象。）

【問合せ先】兵庫県住宅政策課（TEL:078-362-3583）

### 市町の空き家活用支援制度 ▶▶▶ P11～14

県の支援制度以外にも、県内各市町（市街化区域を含む）では、県と連携しながら空き家を活用する場合に利用できる支援を多数実施しています。詳しくはP11～14をご覧ください。

#### 【地域交流拠点型】事業活用事例



#### | 多可町 | 豆富どころ「もりとみ」

地元産白大豆、黒大豆を使用した地域特産品の開発や、豆腐等の販売店として空き家を改修。地域住民への集会所（客室）の無償貸し出しや、地域住民や子供を対象にした豆腐作り体験・厨房見学の開催により、地域交流の場としても活用を図っている。



## 補助額

対象工事費は、空き家の機能回復又は設備改善に必要な改修工事費

【住宅型】 一般世帯タイプ			
一戸建ての住宅		共同住宅	
対象工事費	補助額	対象工事費	補助額
100～150万円	40万円	100～150万円	40万円
150～200万円	60万円	150～200万円	60万円
200～250万円	75万円	200万円～	65万円
250～300万円	90万円		
300万円～	100万円		

【住宅型】 若年・子育て世帯タイプ ※1 UJIターン世帯タイプ ※2			
一戸建ての住宅		共同住宅	
対象工事費	補助額	対象工事費	補助額
100～150万円	60万円	100～150万円	60万円
150～200万円	85万円	150～200万円	85万円
200～250万円	110万円	200万円～	100万円
250～300万円	135万円		
300万円～	150万円		

【住宅型】 学生シェアハウスタイプ ※3			
一戸建ての住宅		共同住宅	
対象工事費	補助額	対象工事費	補助額
100～150万円	60万円	100～150万円	60万円
150～200万円	85万円	150～200万円	85万円
200～250万円	110万円	200～250万円	110万円
250～300万円	135万円	250～300万円	135万円
300～350万円	160万円	300万円～	150万円
350～400万円	185万円		
400万円～	200万円		

【地域交流拠点型】 ※4			
一戸建ての住宅		共同住宅	
対象工事費	補助額	対象工事費	補助額
100～200万円	75万円	100～300万円	100万円
200～400万円	150万円	300～500万円	200万円
400～600万円	250万円	500～700万円	300万円
600～800万円	350万円	700万円～	350万円
800～1,000万円	450万円		
1,000万円～	500万円		

【事業所型】 一般タイプ			
一戸建ての住宅		共同住宅	
対象工事費	補助額	対象工事費	補助額
150～200万円	60万円	150～200万円	60万円
200～250万円	75万円	200～250万円	75万円
250～300万円	90万円	250～300万円	90万円
300～350万円	110万円	300～350万円	110万円
350～400万円	125万円	350万円～	115万円
400～450万円	140万円		
450万円～	150万円		

【事業所型】 UJIターンタイプ ※5			
一戸建ての住宅		共同住宅	
対象工事費	補助額	対象工事費	補助額
150～200万円	85万円	150～200万円	85万円
200～250万円	110万円	200～250万円	110万円
250～300万円	135万円	250～300万円	135万円
300～350万円	160万円	300～350万円	160万円
350～400万円	185万円	350万円～	175万円
400～450万円	210万円		
450万円～	225万円		

- ※1 若年世帯：夫婦の満年齢の合計が80歳未満の世帯、子育て世帯：高校卒業までの子がいる世帯
- ※2 UJIターン世帯：申請日時時点の住所が県外である世帯又は県外から県内の賃貸住宅等に転入後2年を経過しない世帯
- ※3 学生シェアハウス：2人以上の学生が居住できるよう専用の個室が備えられ、台所など共用のスペースを有する住宅
- ※4 地域交流拠点：ワーケーション施設、定額制多拠点居住サービス施設又は地域活性化に資するものとして市町の推薦を受けた施設
- ※5 UJIターンタイプ：県外に居住する者が、県内の空き家を自己業務用の事業所（県内1つ目の事業所）として活用する施設

# 古民家再生促進支援事業

地域の建築士・大工等による古民家の建物調査や再生手法の提案、地域交流施設等に活用するための改修工事費を補助します。

## 対象となる古民家

次に掲げる要件に該当する築50年以上の住宅又は歴史的建築物\*

- ・軸組構法で造られたもの
- ・接合金物に頼らない伝統的な継ぎ手及び仕口を用いたもの
- ・筋かい等の斜材を多用せず、貫を用いたもの
- ・主要な壁は土塗り壁等の湿式工法を用いたもの
- ・屋根は和瓦又は茅葺き等伝統的素材を用いたもの

※歴史的建築物  
次のいずれかに該当する住宅をいう。  
ア 景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観重要建造物  
イ 県又は市町の景観条例等に基づく景観形成重要建造物等  
ウ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく指定文化財又は登録文化財  
エ 文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物  
オ ひょうごの近代住宅100選に選定された建築物



### | 宍粟市 | 山陽盃酒造

2018年に火災にあった、県の景観形成重要建造物に指定されている母屋を、お酒の展示販売・試飲場として再生。地域のにぎわいづくり、町並み保全に寄与している。

## 支援メニュー

### ① 建物調査

古民家を対象として、大工・建築士等の専門家を派遣して古民家を調査し、建物の状態や維持管理方法、修繕・再生の可能性等のアドバイスを行います。

### ② 再生提案

建物調査を行った古民家のうち、特に再生を推奨するものについて、専門家を再度派遣して、所有者の意向等を勘案した再生手法の提案を行います。

### ③ フィジビリティ（実現可能性）調査費補助

再生提案または自主提案を行った古民家のうち、古民家活用の実現可能性を調査・評価するために必要な経費の一部の補助を行います。

## ④ 改修工事費補助

再生提案または自主提案を行った古民家のうち、地域活動の拠点・宿泊体験施設・店舗等の地域活性化に資する施設（地域交流施設等）又は歴史的景観形成地区等で賃貸住宅として再生するものに対して市町とともに改修工事費の補助を行います。

## 補助額

古民家		古民家のうち歴史的建築物	
対象工事費	補助額	対象工事費	補助額
500～1,000万円	250万円	500～1,000万円	250万円
1,000～1,500万円	400万円	1,000～2,000万円	500万円
1,500万円～	500万円	2,000～3,000万円	850万円
		3,000万円～	1,000万円

※市町が補助する額を補助額の上限とする

※コワーキングスペースに活用する場合であって改修に必要な費用が500万円以上である場合に限り、100万円を上限とし、事務機器取得費を補助対象経費に含むことができる

【問合せ先】兵庫県住宅政策課（TEL:078-362-3583）

※建物調査・再生提案に関するご相談は、ひょうご住まいサポートセンター（TEL:078-360-2536）まで

## その他 空き家等の活用に関する県の支援制度

事業番号	事業名	事業概要	対象経費	担当窓口
①	設備投資促進貸付	空き店舗等の改修を含め設備投資を行う場合に資金を融資	融資（改修等設備資金、運転資金）	地域経済課 078-362-3321
②	ひょうご木の街木質化推進事業	多くの県民の利用が見込める施設や、不特定の県民が利用する木の良さが活かせる施設において、兵庫県産木材を使った木質化に要する経費を最大200万円補助	県産木材を用いた木質化にかかる工事、木製品の購入、設置等に要する経費	林務課 078-362-9224
③	地域づくり総合支援事業	過疎化、高齢化の進む多自然地域の地域課題解決に向けた地域資源活用、生活支援サービスの起業、移住などの新たに取り組む地域づくり活動や体制づくり等を総合的に支援	既存活動経費以外のソフト経費	地域振興課 078-362-4314
④	六甲山遊休施設利活用等支援事業	六甲山上に立地する遊休施設等について、不特定多数の方が利用可能な集客施設（ホテル、ゲストハウス、工房、レストラン等）又は都市型創造産業（IT、デザイン、映像等）に資するオフィスとして利活用する場合の改修等を支援	一般改修工事費、耐震改修工事費、建て替え工事費、新設工事費	都市計画課 078-362-9297

# 市町の空き家活用支援制度

## 空き家等の活用に関する市町の支援制度

市町名	事業名	事業概要	対象経費	担当窓口	連絡先
神戸市	里づくりの拠点施設等改修支援事業(交流施設型)	地域の特色を生かして都市住民との交流等を実施する拠点となる施設の整備費を補助	改修費	(一財)神戸農政公社	078-991-1557
	里づくりの拠点施設等改修支援事業(定住・起業型)	神戸・里山暮らし空家バンクに登録されている空き家等を専用住宅として取得又は賃借する場合の空き家の整備費を補助	改修費	(一財)神戸農政公社	078-991-1557
	里づくりの拠点施設等改修支援事業(神戸農泊・お試し移住型)	農業体験等と組み合わせて宿泊業を営む施設の整備や、短期滞在型住宅施設の整備費を補助	改修費	(一財)神戸農政公社	078-991-1557
	里づくりの拠点施設等改修支援事業(シェアハウス・シェアオフィス型)	里づくりの拠点施設のうち、特に、農村地域における仕事を増やし、地域の担い手の育成に寄与すると認められる施設の整備費を補助	改修費	(一財)神戸農政公社	078-991-1557
	建築家との協働による空き家活用促進事業	建築家との協働により空き家を魅力的に再生し、社会課題解決の取り組みに活用するための、改修にかかる費用を補助	初期費用、片付け、調査診断、設計、工事、監理等	建築住宅局政策課	078-595-6736
多可町	空き家地域利用応援制度	地域活動や交流の拠点など、地域のために空き家を活用する際に必要な経費を補助	初期・維持費用、片付け、工事、監理、アドバイザー派遣等	すまいるネット	078-647-9933
	こうべぐらし応援補助金『住みかえーる』(子育て応援住宅取得補助)	子育て世帯・若年夫婦世帯がよりよい住環境を確保するためのリノベーションや建て替えを支援	中古住宅取得費	建築住宅局政策課	078-595-6671
	空家活用アドバイザー派遣事業	空き家の活用・流通などのアドバイスを行う宅地建物取引士などの専門家を無償で派遣	人件費	住宅政策課	06-6489-6139
尼崎市	子育てファミリー世帯及び新婚世帯向け空家改修費補助事業	子育てファミリー世帯または新婚世帯が一戸建ての空き家を取得し、その改修を行った場合の改修費用の一部を補助	改修費	住宅政策課	06-6489-6139
	空家改修費補助事業	一定期間利用されていない空き家や建て替えが難しい空き家を対象に、利活用に伴う改修費用の一部を補助	改修費	住宅政策課	06-6489-6139
西宮市	空き家等地域活用支援事業	空き家等を活用し、地域コミュニティ活動などの公益的な目的のために活用する場合に費用の一部を補助	改修費、家屋内整理等作業費	すまいづくり推進課	0798-35-3772
芦屋市	芦屋市空き家活用支援事業	空き家を住宅・事業所・地域交流拠点として活用する場合に、改修費用の一部を補助	改修費	都市計画課	0797-38-2109
伊丹市	伊丹市空き家活用支援事業	空き家を購入して居住する場合に、改修費用の一部を補助	改修費	住宅政策課	072-784-8069
川西市	川西市空き家活用支援事業	以下に示す対象者が実施する、空き家の機能回復又は設備改善に必要な工事に要する経費の一部を補助 ①空き家を購入し定住する若年子育て世帯 ②空き家を事業所として活用するために改修する者 ③地域活性化に貢献すると認められる者及び団体	改修費	住宅政策課	072-740-1205
三田市	マイホーム借上げ制度推進事業	(一社)移住・住みかえ支援機構が行うマイホーム借上げ制度の利用に必要な費用の一部を補助	事務手数料、建物診断費、改修費	都市政策課	079-559-5128
	空き家リフォーム補助事業	空き家を住宅・地域交流拠点として活用する場合に、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	都市政策課	079-559-5128
	空き家バンク登録促進補助事業	空き家バンクに登録するために要した登記等手続き費用や不要な家財等撤去費用を補助	登記費、処分費	都市政策課	079-559-5128
	古民家等利活用促進事業	古民家等を改修し、地域再生施設として事業を行うものに対し、事業費の一部を補助	改修費	都市政策課	079-559-5118
加古川市	空き店舗等活用支援事業	市街化調整区域に存する空き家を活用して事業を開始する方に、店舗賃借料及び広告宣伝費の一部を補助	賃借料、広告宣伝費	産業振興課	079-427-9756
	移住・定住促進事業	市街化調整区域の田園まちづくり集落区域内に存する空き家を取得して移住する方に、改修経費等の一部を補助	改修工事費等	まちづくり指導課	079-427-9418
	空き家活用改修費補助制度	空き家バンクに登録されている市街化区域内的の住宅を、取得して居住しようとする方又は居住目的で賃貸しようとする方に対し、改修工事に要する費用の一部を補助	改修費	住宅政策課	079-427-9327
高砂市	空き家活用支援事業	空き家バンクに登録された住宅を、居住用・賃貸住宅用の住宅又は事業所として活用しようとする場合に費用の一部を補助	改修費	建築住宅課	079-443-9035
稲美町	空き家活用支援事業	空き家を住宅・事業所として活用する場合に、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	都市計画課	079-492-9143
西脇市	起業・第二創業促進支援事業	市内で新たに起業又は第二創業を行う者に対し、対象経費の2分の1を補助(移住の場合は加算措置あり)	改修等工事費、賃借料等	商工観光課	0795-22-3111
	産業立地促進賃料補助事業	空き家、空き店舗等を活用して新たにIT関連の事業を実施する方に対し、対象経費の一部を補助	家賃、通信回線使用料	商工観光課	0795-22-3111
三木市	結婚新生活支援制度	移住する若者世帯(結婚後5年以内、39歳以下)の住宅購入を支援(空き家バンク利用の場合は、条件緩和などの優遇措置あり)	取得費、改修費	縁結び課	0794-82-3030
加西市	空き店舗活用補助事業	空き店舗を活用した店舗・オフィス開設のための賃借料や改装費の一部、市民の新規雇用に対して補助	賃借料・改装費、雇用促進補助	産業振興課	0790-42-8740
	空き家改修事業	空き家を改修して売却や貸出をする方や購入した空き家を改修する方に一定の補助(改修工事の1/2、上限50万円)	改修費	きてみて住んで課	0790-42-8729
	空き家活用支援事業	空き家を住宅・事業所・地域交流拠点として活用する場合に、改修費用の一部を補助	改修費	きてみて住んで課	0790-42-8729
加西市	空き家活用支援事業	空き家を住宅・事業所・地域交流拠点として活用する場合に、改修費用の一部を補助	改修費	きてみて住んで課	0790-42-8729
	空き家財道具等処分支援補助事業	空き家バンク登録物件の家財道具の片付け費用などを補助(上限10万円)	片付け・処分費用	きてみて住んで課	0790-42-8729
加西市	起業・創業スタートアップ支援事業補助金	事業所の改修費用や専門家経費、販促費用など起業・創業にかかる経費などを補助(最大200万円)	改修費、事業費等	産業振興課	0790-42-8740

市町名	事業名	事業概要	対象経費	担当窓口	連絡先
加東市	空家活用支援事業	空き家を住宅・事業所・地域交流拠点として活用する場合に、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	都市政策課	0795-43-0517
	空家家財処分支援事業補助金	空家バンク登録物件の家財処分等を補助(上限10万円)	片付け・処分費用	都市政策課	0795-43-0517
多可町	住宅リフォーム助成事業	町内業者を利用した50万円以上の自宅のリフォーム工事費用の5%を補助(上限5万円)	住宅の増築、改築、修繕工事等	定住推進課	0795-32-4776
	IT関連事業振興支援補助金事業	兵庫県IT戦略推進事業費補助またはコワーキングスペース開設支援事業費補助を受けた人に乗せ補助	建物改修費、通信回線使用料等	商工観光課	0795-32-4779
	創業・起業支援補助金	町内に拠点事業所を置いて、創業・起業をする方に初期経費の2/3を補助(上限20万円)	増改築費、設備備品取得費等	商工観光課	0795-32-4779
	空き家活用支援事業	一戸建ての空き家を住宅・事業所として活用しようとする場合に改修費の一部を補助	改修費	定住推進課	0795-32-4776
	中古住宅購入助成事業	中古住宅を購入し10年以上居住する方に10万円を補助(若年世帯・子育て世帯、40歳未満の単身者は20万円)	住宅取得費	定住推進課	0795-32-4776
姫路市	あったか家族多世代住宅助成事業	若者世帯が親元での同居や近居のために1,000万円以上で住宅を新築、増築、改築する場合に30万円を補助	工事費	定住推進課	0795-32-4776
	住宅ローン利子助成事業	兵庫県信用組合との包括地域連携協定に基づき、若者・子育て世代が初めて住宅を新築・リフォーム又は購入する場合に、組合の住宅ローン契約による利息のうち0.5%相当額を助成	利子補給	定住推進課	0795-32-4776
	空き家改修支援事業(交流施設型)	空き家バンク登録物件を交流施設等(宿泊施設、創作活動施設等)として活用するための改修経費の一部を補助	改修費	住宅課	079-221-2642
神河町	創業促進事業	町内で新たな事業を始めようとする方の、起業に要する費用の一部の補助	改修費、人件費、賃借料等	ひと・まち・みらい課	0790-34-0002
	若者世帯住宅取得支援事業	町内で住宅を取得(新築・購入等)する場合、費用の一部を補助(最大190万円)	住宅取得費	ひと・まち・みらい課	0790-34-0002
	若者世帯住宅リフォーム支援事業	町内にある住宅をリフォームする場合、費用の一部を補助(最大90万円)	改修費	ひと・まち・みらい課	0790-34-0002
市川町	空き家活用支援事業	一戸建ての空き家を住宅、事業所または地域交流拠点として活用する者に対し、その改修に要する費用の一部を補助	改修費	住民環境課	0790-26-1011
	福崎町	空家再生等推進事業	地域団体等が空き家を地域交流拠点として活用する場合に、必要な費用の一部を補助	改修費	まちづくり課
相生市	あつまれ新婚さん新生活応援金支給事業	相生市内で新婚夫婦(令和4年4月1日以降に婚姻し、夫婦の少なくとも一方が婚姻日において40歳未満の夫婦)が新生活を始める際の住宅費用等の一部を補助・夫婦の一方が39歳以下の世帯:上限30万円・夫婦ともに29歳以下の世帯:上限60万円	取得費、賃借費、引越費、改修費	定住促進室	0791-23-7125
	空家活用支援事業	空き家を住宅・事業所・地域交流拠点として活用する場合に、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	地域振興課	0791-23-7130
たつの市	空き家活用支援事業	空き家を住宅・事業所として活用する場合に、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	まちづくり推進課	0791-64-3167
	空き家家財道具等撤去費支援事業	空き家バンク登録物件の売買・賃借が成立した場合に、残存する家財道具等の処分・搬出に要する経費の一部を補助	家財搬出・処分費	まちづくり推進課	0791-64-3167
	若者定住促進住宅取得支援事業・転入者定住促進住宅取得支援事業	新たに住宅を取得する転入者、若者世帯に対して住宅取得奨励金を交付	—	まちづくり推進課	0791-64-3167
	創業支援事業	市内で新たに創業を計画している方に対して、その創業に要する経費の一部を補助	改修費、設備費等	商工振興課	0791-64-3158
赤穂市	IT関連事業所開設支援事業	市内でIT関連事業所を開設する事業者に対して、建物改修費用のほか人件費などの一部を補助	建物改修費、人件費、通信回線料等	商工振興課	0791-64-3158
	空家活用支援事業	一戸建ての空き家を改修し、住宅、事業所、地域交流拠点として活用しようとする方に、改修費の一部を補助	改修費	都市計画課	0791-43-6827
	古民家再生促進支援事業	空き家となった古民家を改修し、地域交流施設等として再生しようとする方に、改修費の一部を補助	改修費	都市計画課	0791-43-6827
宍粟市	商店街空き店舗等活用事業	商店街の空き店舗を商店街活性化に向け整備利用する場合の家賃及び店舗改装費の一部を補助	家賃、改修費	商工課	0791-43-6838
	空き家情報バンク活用支援事業	空き家バンク登録の際に必要なとなった相続登記費用や、空き家バンク登録物件の購入者等が負担する仲介手数料及び引越し費用の一部を補助	登記費用、仲介手数料、引越し費用	(一社)あこう魅力発信基地	0791-43-6931
太子町	空家活用支援事業	空き家を住宅・事業所として活用する場合に、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	都市計画課	079-492-9143
	空家活用支援事業	空き家を住宅・事業所として活用する場合に、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	都市計画課	079-492-9143
上郡町	空家活用支援事業	空き家を住宅・事業所として活用する場合に、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	都市計画課	079-492-9143
	空家活用支援事業	空き家を住宅・事業所として活用する場合に、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	都市計画課	079-492-9143
	空家活用支援事業	空き家を住宅・事業所として活用する場合に、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費	都市計画課	079-492-9143
佐用町	若者住宅取得応援金	40歳以下の者が定住を前提に空き家バンク登録物件を購入した場合に応援金を支給	—	商工観光課	0790-82-0670
	中小企業者創業支援事業	町内で新たな事業を始めようとする場合に要する費用の一部を補助	改修費、賃料	商工観光課	0790-82-0670
豊岡市	定住促進事業補助金	市外からの転入者に対し、住宅の改修費、移転費等を補助	改修費、移転費	環境経済課	0796-21-9096

市町名	事業名	事業概要	対象経費	担当窓口	連絡先
養父市	やぶの空き家活用支援事業	空き家を住宅として活用する場合に、空き家の機能回復及び設備改善に要する費用の一部を補助	改修費・家財処分	やぶぐらし・地方創生課	079-662-3172
	やぶ暮らし住宅支援制度	新築・購入又は増改築、若しくは賃貸住宅等を契約し入居した者及びリ・ターン者に加え空き家バンク登録者等に奨励金を交付	新築・増改築・空き家購入・民間賃貸・家財処分	やぶぐらし・地方創生課	079-662-3172
	創業・第二創業補助金	個人や事業者が起業する新規創業の経費に対し最大100万円を補助	改修費、人件費、賃借料等	商工観光課	079-664-0285
朝来市	あさご暮らし住宅取得等応援事業	若者・子育て世代もしくは転入者が市内に定住するために住宅を取得（新築・購入＊空き家含む）した費用を最大90万円補助	新築又は購入費用	市民協働課あさご暮らし応援室	079-672-1492
	空き家活用促進事業	市内の空き家を利用するために行われる改修工事費用の一部を最大70万円補助	改修費	市民協働課あさご暮らし応援室	079-672-1492
	空き家・空き店舗利用支援（にぎわい創出、街なか活性化、和田山駅前活性化、拠点地区活性化）	市内の空き家・空き店舗を活用して新たに出店される方に経費の一部（最大200万円）を補助（より有利な補助率・補助額となる出店エリアあり）	改修費、備品購入費、賃借料又は建物購入費	経済振興課	079-672-2816
	サテライトオフィス等開設補助金	市内の空き家・空き店舗を活用してサテライトオフィス等（創業又は新分野での事業の用に供する事務所）を開設される方に経費の一部を補助	改修費、事務機器取得費等	経済振興課	079-672-2816
香美町	住宅改修費助成金交付事業	空き家バンクに登録された住宅を改修して居住する場合に、要する費用の一部を町内で利用可能な商品券で補助	改修費	企画課	0796-36-1962
	住宅取得奨励金事業	空き家バンクに登録された住宅や中古住宅を取得した際の購入費を、町内で利用可能な商品券で補助	購入費	企画課	0796-36-1962
	空き家利活用促進支援（利用準備支援）	空き家バンクに登録された住宅に現存する家財道具の撤去や屋内外の清掃に要する経費を補助	家財撤出・処分費	企画課	0796-36-1962
	空き家利活用促進支援（お試し住宅利用）	空き家バンクに登録された住宅をお試し住宅として利用する場合に、家賃相当額の一部を補助	家賃	企画課	0796-36-1962
	IT関連オフィス等開設・設置支援事業	町内にIT関連オフィス等を開設または設置する事業者に対し、建物の改修費等を補助	改修費、賃借料、通信回線使用料	企画課	0796-36-1962
	移住体験施設開設支援補助金	空き家を利用してゲストハウスなど移住体験施設を整備・運営を行う事業者等に対し、改修費等を補助	改修費、家財処分費	企画課	0796-36-1962
	起業・創業支援事業	町内で起業・創業する場合の初期投資費用の一部を補助	設備費、備品購入費、広告宣伝費等	観光商工課	0796-36-3355
簡易耐震診断推進事業	住宅の簡易耐震診断を受ける場合の費用を9割補助	診断費	建設課	0796-36-1961	
新温泉町	空き家リフォーム補助金	「新温泉町空き家バンク」に登録している又は登録予定の空き家のリフォーム費用の10%（上限50万円）を助成	改修費・家財処分費	商工観光課	0796-82-5625
	定住促進住宅取得助成金	町内で住宅を新築・購入又は改修費用に対し助成（上限50万円、転入者の場合は上限70万円、改修は費用の10%、年齢要件等あり）	新築・購入又は改修の費用	商工観光課	0796-82-5625
	温泉配湯助成金	定住促進住宅取得助成事業と併せて、新たに温泉の配湯を開始した方に、温泉使用料の基本料金を5年間助成	温泉配湯使用料の基本料金	商工観光課	0796-82-5625
	起業支援事業補助金	町内で新たに起業される方を対象に、初期投資費用の50%（上限50万円、転入者の場合は上限100万円）を助成	改修費、建物取得費用	商工観光課	0796-82-5625
丹波篠山市	空き家バンク活用住宅改修補助金	空き家バンク利用登録者が空き家バンクの物件を住宅として活用するための改修を支援	改修費	創造都市課	079-552-5106
	古民家再生促進支援事業補助金	兵庫県の古民家再生促進支援事業を実施して古民家の再生をする場合に支援	改修費	創造都市課	079-552-5106
	若者定住支援住宅補助金〔市内工務店利用型〕	市内工務店を利用して住宅を新築・改修する若者・子育て世帯を支援	新築・改修にかかる費用	創造都市課	079-552-5106
	若者定住支援住宅補助金〔定住促進重点地区型〕	定住促進重点地区で住宅を新築・改修・購入する若者・子育て世帯を支援	新築・改修・購入にかかる費用	創造都市課	079-552-5106
	若者定住支援住宅補助金〔三世代同居型〕	三世代同居・近居のために住宅を新築・改修・購入する若者・子育て世帯を支援	新築・改修・購入にかかる費用	創造都市課	079-552-5106
	空き家活用支援事業	兵庫県の空き家活用支援事業の対象となるもので、住宅や事業所等として空き家を活用するための改修を支援	改修費	創造都市課	079-552-5106
丹波市	起業支援助成金	空き家バンクの空き家等を活用した起業を支援	改修・改装費、機械設備購入費等	商工観光課	079-552-0100
	丹波市空き家利活用促進事業補助金（居住型）	住まいるバンク制度を介して購入した空き家で居住する場合に改修費用の一部を補助	改修費	都市住宅課	0795-74-2364
	丹波市空き家利活用促進事業補助金（開業型）	住まいるバンク制度を介して購入した空き家で開業する場合に改修費用の一部を補助	改修費	都市住宅課	0795-74-2364
	空き家利活用地域活性化事業	兵庫県の空き家活用支援事業により空き家を地域交流施設として活用する場合に改修費用の一部を補助	改修費	都市住宅課	0795-74-2364
洲本市	古民家再生促進支援事業	兵庫県の古民家再生促進支援事業により古民家を再生する場合に改修費用の一部を補助	改修費	都市住宅課	0795-74-2364
	すもと新生活スタートアップ支援事業	淡路島外から移住する2人以上の世帯に対し、住宅を取得（改修費用含む）した費用を最大300万円助成	住宅購入又は改修の費用	魅力創生課	0799-24-7641
南あわじ市	定住促進空き家活用支援事業	空き家バンクに登録された物件を購入・賃借して、居住のために改修等をする場合に、費用の一部を補助	改修費、家財道具処分費、登記費、引越し費	ふるさと創生課	0799-43-5205
	マイホーム取得事業	淡路島外からの移住者の方へ、空き家バンクに登録された住宅取得費用の一部を補助	取得費	ふるさと創生課	0799-43-5205
	多世代同居・近居支援事業	多世代で同居や近居をする際に、空き家を購入またはリフォーム等を行う場合、費用の一部を補助	取得費、改修費	ふるさと創生課	0799-43-5205
	空き家確保支援事業	一定の条件を満たして空き家バンクに登録した物件に係る庭木の手入れや家財道具の処分費用の一部を補助	庭木の手入れ・家財道具の処分費用	ふるさと創生課	0799-43-5205
	起業等及び空き家等活用支援事業	市内での起業を促進するため、費用の一部を補助（空き家バンク登録物件を取得した場合加算金あり）	改修費、機材設備購入費等	商工観光課	0799-43-5221
	IT戦略推進事業及びコワーキングスペース開設支援事業	兵庫県IT戦略推進事業及びコワーキングスペース開設支援事業を受けた人に、空き家を利用する場合は建物改修費の上限額を引き上げ	建物改修費、通信回線利用料等	商工観光課	0799-43-5221

## 家賃補助制度等を活用しよう

結婚や県外からの引っ越しを機に、まずは賃貸住宅を借りて新生活をスタート、という場合に、初期費用・家賃・引越し費用などの一部を補助している市町があります。

市町名	事業名	担当窓口	連絡先
神戸市	こうべぐらし応援補助金『住みかえーる』（子育て応援賃貸住宅住み替え補助等）	建築住宅局政策課	078-595-6501
三田市	新婚世帯転入応援補助事業	都市政策課	079-559-5128
稲美町	結婚新生活支援補助金	企画課	079-492-9130
	お試し居住補助金	企画課	079-492-9130
西脇市	結婚新生活支援事業	企画調整課	0795-22-3111
三木市	結婚新生活支援事業	縁結び課	0794-82-3030
加西市	新婚世帯向け家賃補助制度	きてみて住んで課	0790-42-8764
	新規就農者支援事業	農政課	0790-42-8741
加東市	結婚新生活支援事業	都市政策課	0795-43-0517
多可町	結婚新生活支援事業	定住推進課	0795-32-4776
神河町	若者世帯向け家賃補助事業	ひと・まち・みらい課	0790-34-0002
相生市	新婚世帯家賃補助金交付事業	定住促進室	0791-23-7125
宍粟市	新婚生活支援事業補助金	社会福祉課	0790-63-3067
上郡町	結婚新生活支援補助金	健康福祉課	0791-52-1114
	新規就農者等家賃補助金交付制度	農林振興課	0791-52-1116
佐用町	結婚新生活支援事業	健康福祉課	0790-82-0661
豊岡市	若手農家家賃支援事業	農林水産課	0796-23-1127
養父市	やぶ暮らし住宅支援制度	やぶぐらし・地方創生課	079-662-3172
朝来市	あさご暮らし住宅取得等応援事業（家賃補助）	市民協働課あさご暮らし応援室	079-672-1492
新温泉町	民間賃貸住宅家賃助成金	商工観光課	0796-82-5625
	結婚新生活支援補助金	商工観光課	0796-82-5625
丹波篠山市	新規就農者支援事業（家賃助成）	農都政策課	079-552-1114
	お試し滞在支援事業	創造都市課	079-552-5106
洲本市	すもと新生活スタートアップ支援事業	魅力創生課	0799-24-7641
南あわじ市	新婚世帯家賃補助事業	ふるさと創生課	0799-43-5205
	結婚新生活支援事業	ふるさと創生課	0799-43-5205
	移住支援補助事業	ふるさと創生課	0799-43-5205
淡路市	新婚世帯家賃補助事業	子育て応援課	0799-64-2134

## 農地付き空き家を活用しよう

「農業をしながら田舎暮らしをしてみたい」と思っても一定規模以上の農地面積が必要です。ただし、各市町の農業委員会が特に指定した区域では規模を引き下げています。農地の取得には、一定の要件があるため、詳しくは各市町の所管課にお問い合わせください。

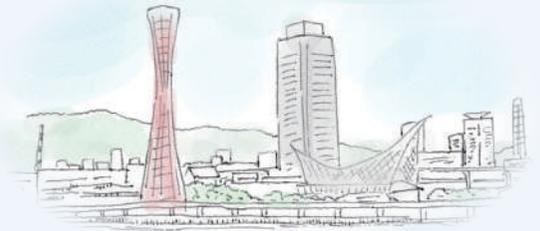
※下限面積の（ ）内：農業委員会が特に指定した区域の場合

市町名	下限面積
神戸市	10a (1㎡)
尼崎市	10a
西宮市	10a (5a)
芦屋市	50a (20a)
伊丹市	10a
宝塚市	30a (10a)
川西市	10a
三田市	30a (1㎡)
猪名川町	30a (10a)
明石市	30a (10a)
加古川市	30a (20a,概ね1a～5a)
高砂市	20a
稲美町	40a
播磨町	20a (概ね1a～5a)

市町名	下限面積
西脇市	30a (1㎡)
三木市	20a
小野市	40a (1㎡)
加西市	30a (1a)
加東市	30a
多可町	30a (1㎡)
姫路市	30a (10a)
神河町	30a (1a,10a)
市川町	30a (1㎡)
福崎町	30a (1㎡)
相生市	30a (1㎡)
たつの市	30a (1㎡)
赤穂市	30a (1a)
宍粟市	30a (1a)

市町名	下限面積
太子町	30a (1㎡)
上郡町	30a (1㎡,10a)
佐用町	30a (1㎡)
豊岡市	40a (1㎡)
養父市	10a (1a)
朝来市	30a (1㎡)
香美町	30a (1㎡)
新温泉町	30a (1㎡)
丹波篠山市	30a (1㎡)
丹波市	30a (1a,10a)
洲本市	50a (1㎡)
南あわじ市	50a (30a,1㎡)
淡路市	40a (30a)

▲農地取得の最低面積



地域によって  
全く異なる表情を持つ兵庫県。  
自分にぴったりの暮らし方を  
探してみませんか？

「カムバックひょうごセンター」では、移住等に関する様々な情報を提供しています。

[カムバックひょうごセンター](#) [検索](#) 又は TEL : 078-360-9971 まで

【発行】兵庫県 まちづくり部 住宅政策課 TEL : 078-362-3583 まで